

令和4年度港区児童相談所の運営状況について

1 相談受付

(1) 受付件数

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
相談内訳	虐待	51	89	81	90	69	94	80	83	89	68	99	63	956
	養育困難・性格行動	18	14	10	10	9	14	15	12	12	18	13	23	168
	知的障害	9	7	9	12	4	9	8	5	7	9	13	12	104
	非行	4	2	7	7	6	5	7	4	0	5	4	3	54
	その他	5	4	6	12	6	5	2	4	1	4	8	7	64
計		87	116	113	131	94	127	112	108	109	104	137	108	1,346

※知的障害相談は、多くが愛の手帳（療育手帳）の判定に関するものです。

2 一時保護

(1) 一時保護及び解除人数

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
主訴内訳	虐待	4	4	0	4	0	1	2	4	1	2	4	0	26
	養育困難・性格行動	2	1	2	1	2	3	1	3	2	2	4	0	23
	非行その他	0	0	1	0	1	0	0	0	0	2	1	1	6
保護 計		6	5	3	5	3	4	3	7	3	6	9	1	55
解除 計		6	5	1	6	4	5	2	7	7	0	1	12	56

(2) 児童相談所内一時保護所の定員

12人（男児4人、女児4人、幼児4人）

(3) 一時保護所の様子

ア 小学生以上の児童は個室で個人の時間を過ごすことができる等、一人ひとりが安心できる環境を整えています。

イ 児童の状況に合わせて、通学、通院、外泊を行うほか、散歩や遠足、スポーツ行事、季節行事等を実施しました。通学については、10名の児童が在籍校へ通学しました（高校生5名、中学生4名、小学生1名）。

3 社会的養護の施設等への措置

(1) 措置児童数

(令和5年3月末現在：人)

児童数		44
施設等内訳	児童養護施設	25
	乳児院	2
	里親、ファミリーホーム	7
	その他（障害児入所施設、児童自立支援施設、自立援助ホーム）	10

(2) 里親登録状況

区内の里親は、養育里親17家庭、養子縁組里親24家庭（令和5年3月末現在、両方の登録（6家庭）を含む）です。日常的にフォスターリングチームみななどが里親からの様々な相談に応じるほか、定期的な説明会や区民まつりでの普及啓発等を実施しました。

4 児童の権利擁護の取組

(1) 児童自身への説明

一時保護や施設入所等に当たり、児童一人ひとりに子どもの権利について説明しています。

(2) 児童の意見聴取

ア 児童の意見を代弁する第三者（アドボケイト）が、児童本人に意見を聴取する取組は、令和4年度から月1回から週1回に増やし実施しています。

イ 一時保護所内に意見箱を設置するとともに、子ども会議を毎週開催し、児童の意見を聴取し、翌週には回答するようにしています。

(3) 第三者評価

一時保護所の運営の質の向上を図るため、第三者評価を実施し、評価結果を公表しました。